

## 第 3 5 号議案

### 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

認定長期優良住宅に係る容積率に関する特例の許可申請手数料を定めるとともに、犬登録手数料に係る事務等について規定を整備する必要がある。

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の48の項中「犬の登録」の次に「及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があつたものとみなされる場合を除く。）」を加え、同表50の項中「第1条」を「第1条の2」に改め、同表51の項の次に次のように加える。

51の2	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬鑑札交付手数料 1,600円	交付のとき
------	--	--------------------	-------

別表第2の84の7の項を同表84の8の項とし、同表84の6の項を同表84の7の項とし、同表84の5の項の次に次のように加える。

84の6	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
------	--	--	---------

### 附 則

この条例中別表第2の48の項の改正規定及び同表51の項の次に

次のように加える改正規定は令和4年6月1日から、その他の規定は  
公布の日から施行する。